

企業会計基準委員会 御中

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」に対するパブリックコメント

氏名 黒田 弘太郎

【本文】

連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）（以下、本試案といいます）のうち、16(4)につき、以下の通り（赤字部分）、一部修正を求めます。

本試案	修正案
<p>(4) ベンチャーキャピタルなどの投資企業（投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う会社等）が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、又は銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の会社等の株式や出資を有している場合には、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い－3にいう他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、次のすべてを満たすようなとき（ただし、当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く。）には、子会社に該当しないことにあたる。</p> <p>売却等により当該他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること</p> <p>当該他の会社等との間で、通常の取引として投融資を行っているもの以外の取引がほとんどないこと</p> <p>当該他の会社等の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること</p> <p>当該他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないこと</p> <p>なお、他の会社等の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている会社等であることが必要である。</p>	<p>(4) ベンチャーキャピタルなどの投資企業（投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う会社等）が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、又は銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の会社等の株式や出資を有している場合には、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い－3にいう他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、次のすべてを満たすようなとき（ただし、当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く。）には、子会社に該当しないことにあたる。</p> <p>売却等により当該他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること</p> <p>当該他の会社等との間で、通常の取引として投融資を行っているもの以外の取引がほとんどないこと</p> <p>当該他の会社等の事業の種類は、自己の事業の種類と<del>明らかに異なるものであること</del></p> <p>当該他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないこと</p> <p><u>（当該他の会社等の売却等のための企業価値向上を目的とした連携等を除く）</u>（追加）</p> <p>なお、他の会社等の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている会社等であることが必要である<u>（他の会社等の株式や出資を有している投資企業や金融機関が、実質的な営業活動を行っている投資企業や金融機関により当該投資企業や金融機関の営業取引の一環として設立された特別目的会社等である場合はこの限りではない。ただし、かかる場合においても、当該特別目的会社等の</u></p>

<p>また、当該投資企業や金融機関が含まれる企業集団に関する連結財務諸表にあっては、当該企業集団内の他の連結会社(親会社及びその連結子会社)においても上記 から の事項を満たすことが適当である。</p>	<p><u>意思決定機関を支配する投資企業や金融機関が上記 から を満たすことが適当である) (追加)</u></p> <p>また、当該投資企業や金融機関が含まれる企業集団に関する連結財務諸表にあっては、当該企業集団内の他の連結会社(親会社及びその連結子会社)においても上記 から の事項を満たすことが適当である。</p>
---	---

上記修正が必要であると考え理由は以下の通りです。

・「明らかに」の文言の削除について：

自己の事業の種類と全く同一の事業を行う会社等について、自己の事業の延長として、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い - 3 にいう他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たす出資等を行っている場合においては、当該他の会社等が子会社に該当するのは当然ですが、一方、投資企業等の投資先は広範に及び、キャピタルゲイン獲得等を目的とする営業取引の範囲内において(いわゆる「純投資」として)、自己の事業の種類に類似する事業を行う会社等に対し投資を行うケースも多く存在します。従い、純投資として自己の事業の種類と類似する事業を行う会社等に対し投資等を行う場合を想定し、「明らかに」の文言は削除する必要があると考えます。

・「当該他の会社等の売却等のための企業価値向上を目的とした連携等を除く」の文言の追加について：

投資企業等は、通常、投資先企業等に対して、当該投資先企業等の将来の株式公開等のために、当該投資先企業等の企業価値向上に資する諸施策を実施します。投資企業等(及び当該投資企業等の企業集団内の他の会社等)内のリソースを用いて投資先企業等の企業価値向上を図るケースは多く存在し、これらは、自己の事業の延長として子会社等との連携等を行うものとは峻別されるべきであると思われま。従い、純投資活動の一環として、企業価値向上のために投資先企業等と連携等を行う場合を想定し、上記文言を追加する必要があると考えます。

・「他の会社等の株式や出資を有している投資企業や金融機関が、実質的な営業活動を行っている投資企業や金融機関により当該投資企業や金融機関の営業取引の一環として設立された特別目的会社等である場合はこの限りではない。ただし、かかる場合においても、当該特別目的会社等の意思決定機関等を支配する投資企業や金融機関が上記 から を満たすことが適当である。」の文言の追加について：

「なお、他の会社等の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている会社等であることが必要である」の文言は、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い - 3 にいう他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たす出資等を、営業活動の実体がないいわゆる SPC 等を通じて行うことにより、上記 から の要件を潜脱することにより子会社等に該当しないようにすることを防ぐ趣旨かと思われま。投資企業等が純投資として行う投資等においても、複数の他の投資企業等とともに投資等を行う場合等においては、SPC 等を通じて行われるケースも多く存在します。従い、これらを峻別すべく、上記文言を追加する必要があると考えます。なお、投資企業等が純投資として行う投資等で、SPC 等を通じて行われる投資等についても、SPC 等を支配する当該投資企業等が上記 から を満たすことが必要になると思われるため、「ただし」以下を追加しております。

以上